総務委員会資料

令和４年２月２２日

総務部経理課

令和４年請願第１号

関係資料

**品川区議会承認案件の工事請負契約金額の変更にかかる**

**区長の専決処分について**

**１．現　　状**

品川区では、予価格１件１億８千万円以上の工事または製造の請負契約については「議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例」により議会の議決に付さなければならないとしている。

　　　　同案件に金額の変更が生じた場合についても、議会の議決を必要としている。

**２．品川区の変更契約の状況**

　　　　平成３０年度　議決案件：１６件、

うち契約金額変更あり：７件

契約金額変更なし（内容変更あり）：５件

契約金額変更なし：４件

令和 元 年度　議決案件：１１件

うち契約金額変更あり：１件

　　契約金額変更なし（内容変更あり）：７件

契約金額変更なし：３件

令和 ２ 年度　議決案件：１３件

うち契約金額変更あり：３件

　　契約金額変更なし（内容変更あり）：６件

契約金額変更なし：４件

**３．他区の専決処分事項の指定状況**

　　（１）契約変更を区長の専決処分事項に指定している区：１４区

　　（２）専決処分を行う変更金額の範囲

　　　　　　　　　契約金額の１００分の２０以内：１区

１００分の１０以内：７区

　　　　　　　　　　　　　　１００分の　５以内：５区

１００分の　３以内：１区

　　（３）専決処分を行う変更金額の上限

１億５千万円未満　：１区

１億円未満　　　　：１区

９千万円　　　　　：１区

７千５百万円　　　：２区

５千万円　　　　　：１区

４千万円　　　　　：１区

設定なし　　　　　：７区

**【参　考】**

**地方自治法**

〔議会の委任による専決処分〕

第百八十条普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

２　前項の規定により専決処分したときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

**地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項に基づく区長の専決処分について**

昭和59年10月３日議決

次の事項は、区長が専決処分することができる。

１　区が提起する訴えであって、その訴訟の目的の価額が300万円以下のもの

２　区が当事者である和解で、その価額が300万円以下のもの

３　法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が300万円以下のもの

なお、「和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について」（昭和59年３月29日議決）は、廃止する。